

## 第 7 7 号議案

足立区地域体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区地域体育館条例の一部を改正する条例

足立区地域体育館条例（昭和 5 6 年足立区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「休館日」の次に「及び開館時間」を加え、同条第 1 号中「同月 4 日」を「同月 3 日」に改め、同条第 2 号中「1 2 月 2 8 日」を「1 2 月 2 9 日」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 地域体育館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、区長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 6 条第 1 項の規定により地域体育館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、区長の承認を得て、第 1 項の休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定め、又は前項の開館時間を変更することができる。

第 1 3 条第 3 号中「第 1 6 条第 1 項の規定により地域体育館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域体育館の休館日を変更するほか、指定管理者の権限に関する規定等を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。